

岩手沿岸南部広域環境組合職員の単身赴任手当に関する規則

平成18年 4月21日 規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号)に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員の単身赴任手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(単身赴任手当)

第2条 職員の単身赴任手当については、釜石市職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年釜石市規則第18号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。